

諮問番号：平成２８年度諮問第１号

答申番号：平成２８年度答申第１号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

審査請求人が平成２８年８月２５日付けで提起した処分庁による平成２７年度国民健康保険税納税変更処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は棄却されるべきとする審査庁の主張は、妥当である。

### 第２ 審査関係人の主張の要旨

#### １ 審査請求人の主張

審査請求人は、平成２７年度国民健康保険税は平成２７年度に通知を受け、全て年度内に完納している。平成２８年度になって平成２７年度の国民健康保険税が増額（変更）されたのは、紛れもなく処分庁の過失が原因である。さらに、その増額となった理由を、審査請求人とその妻の「所得申告により」としていることは、審査請求人にその責任を転嫁しており、到底納得できない。処分庁の過失により、増額された国民健康保険税を審査請求人が負担することは不当であるとして、その停止又は取消しを求めるというものである。

#### ２ 処分庁の主張

処分庁は、本件処分は、審査請求人に対して課税した平成２７年度国民健康保険税については、平成２６年分所得情報の更正による課税額の変更であり、地方税法及び長与町国民健康保険税条例に基づき適正に履行したものであるとしている。ただし、審査請求人の主張にもあるように、当初課税額の過誤の原因が処分庁の事務処理上の確認不足であること、税額変更の内容について一切説明を行わないまま、通知書及び督促状を一方向的に送付したことは、善良な納税者である審査請求人を当惑させる行為であり、非礼があったと認めている。

### 第３ 審理員意見書の要旨

#### １ 審理員意見書の結論

当該処分は、法令に基づいて国民健康保険税の課税処理を行った結果によるものであり、本件審査請求は、行政不服審査法４５条２項の規定するところにより、審査庁において棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

国民健康保険税の課税の根拠となる法令は、地方税法及び長与町国民健康保険税条例による。本件の税額変更の要因は、地方税法第703条の5に規定されている「国民健康保険税の納税義務者である世帯主並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合においては、市町村の条例で定めるところによって、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額する。」というものに起因する。

本条文には、専従者給与額又は専従者控除額については、地方税法第313条第3項、第4項及び第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項及び第4項の規定の例によらないとされている。

つまり、審査請求人の妻が受け取った専従者給与額は、世帯の総所得金額には含まれないが、審査請求人の専従者控除額は、世帯の総所得金額に含まれることとなる。当初課税の際には、審査請求人の妻の給与所得が、世帯の総所得金額に合算され、審査請求人の専従者控除額は、世帯の総所得金額に含まれていなかったため、総所得金額が政令で定める2割軽減となる所得金額以下となっていたものである。専従者給与及び専従者控除の所得情報の訂正がなされたことによって、総所得金額が政令で定める2割軽減となる所得金額を超えたために、それまで減額されていた分が取り消されたことによる増額である。

## 第4 審査会の判断の理由

国民健康保険税は、地方税法第703条の4の定めるところにより賦課徴収することができるとされており、地方団体は、その税率その他賦課徴収について定めをするには、当該地方団体の条例によらなければならないとされていることから、長与町においても長与町国民健康保険税条例により規定している。

本件処分の更正額は、法令に基づいて国民健康保険税の課税処理を行った結果によるものである。この更正においては、正当な額が記載されており、処分の違法性、不当性は認められず、更正の取消しを行うことは、地方税法の趣旨を逸脱することとなる。

また、本件審査請求について、その審理手続は、審理員により適正に行われたものと認められる。

しかしながら、本事案は、処分庁による事務処理ミス及び関係機関相互の連携不足に起因するものであり、審査請求人の不信感も頷けるところである。審査請求人に対しては、あらためて誠意ある謝罪を行うとともに、適切な再発防止策を講じ、住民との一層の信頼関係の構築に努められたい。

## 第5 調査審議の経過

審査会および審査委員における審査の処理経過は、次のとおりである。

|                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| 平成28年11月 4日                 | 諮問書の受理（諮問書及び資料）    |
| 平成28年11月15日                 | 調査審議（第1回）、答申書（案）作成 |
| 平成28年11月15日<br>～平成28年12月15日 | 答申書調整              |
| 平成28年12月16日                 | 答申書提出              |